

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程

平成15年10月1日

機構規程第25号

改正	平成15年11月28日機構規程第190号	平成16年3月18日機構規程第217号
	平成17年11月28日機構規程第50号	平成18年3月30日機構規程第82号
	平成19年3月30日機構規程第82号	平成21年5月29日機構規程第8号
	平成21年11月30日機構規程第43号	平成22年11月30日機構規程第53号
	平成24年3月16日機構規程第64号	平成27年4月1日機構規程第1号
	平成27年11月24日機構規程第51号	平成28年1月27日機構規程第62号
	平成28年3月18日機構規程第71号	令和元年9月30日機構規程第16号
	令和4年6月8日機構規程第5号	令和5年12月14日機構規程第45号
	令和6年3月29日機構規程第79号	令和7年1月14日機構規程第39号
	令和7年3月28日機構規程第63号	

(総則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、法令に基づきその者の給与から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

(俸給)

第4条 役員の俸給は、月額とし、次に定める額とする。

理事長 1,145,000円

副理事長 1,000,000円

理事長代理 964,000円

理事 833,000円

監事 754,000円

(特別地域手当)

第5条 特別地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一

般職給与法」という。)第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

- 2 特別地域手当の月額、俸給に100分の16を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により支給される特別地域手当については、一般職給与法第11条の6第1項及び第11条の7第1項の規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

- 2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職給与法の例に準じる。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2第1項の規定に準じて支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、一般職給与法第12条の2第2項に規定する額とする。
- 3 職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日異動したものとした場合に第1項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じ単身赴任手当を支給する。
- 4 任期満了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に第1項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員についても支給する。
- 5 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条の2第3項の規定を準用する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、月額とし、次に定める額とする。

理事 280,000円

(俸給等の支給日)

第9条 役員の俸給、特別地域手当及び非常勤役員手当(以下「俸給等」という。)並びに通勤手当及び単身赴任手当の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

(新任の月の俸給等の支給額)

第10条 新任の役員には、その日からの俸給等を支給する。

(退任の月の俸給等の支給額)

第11条 役員が退職した場合には、その日までの俸給等を支給するものとする。ただし、役員が死亡した場合は、その月分の全額を支給する。

(日割計算)

第12条 前2条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(特別手当)

第13条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に、それぞれ在職する役員に対して支給する。ただし、当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に任命権者(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第20条の規定により任命権を有する者をいう。)の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった者については、特別手当を支給しない。

3 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき俸給及び特別地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の4第2項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合及び一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに規定する支給割合の合計支給割合を乗じ、かつ、在職期間を勘案して次の表に定める基準日以前6箇月間における在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60

- 4 前項の規定による特別手当の額は、独立行政法人通則法第32条第1項の規定による国土交通大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案し、理事長が、当該役員の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 5 職員が、引き続いて役員となるため基準日前6箇月以内に退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、基準日前6箇月における職員としての在職期間は役員としての在職期間に算入する。
- 6 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため基準日前6箇月以内に退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、基準日前6箇月における国家公務員としての在職期間は役員としての在職期間に算入する。
- 7 特別手当の支給日は、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日とする。
- 8 特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「特別手当」と読み替えるものとする。

(端数処理)

第14条 給与の支給額の計算に当たって1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

第2条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第2条第1項及び第3条第1項の規定による日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員となった者のうち、「平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律」(平成14年法律第57号)の施行により、横浜市に在勤することとなった役員の特別調整手当の支給割合については、第5条第2項の規定にかかわらず、一般職給与法第11条の6第1項の規定を準用する。

第3条 旧法人の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に第7条第1項の規定に

より単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じ単身赴任手当を支給する。

第4条 旧法人の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員となった者の第13条第3項に規定する在職期間の算定については、旧法人の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

第5条 令和4年6月期に支給する特別手当の支給に当たっては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月期に支給された特別手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

2 前項の規定による調整額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成15年11月28日機構規程第190号)

第1条 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

第2条 平成15年12月1日に在職する役員に対し平成15年12月に支給する特別手当の額は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第13条第3項の規定にかかわらず、この規程による改正後の役員給与規程の規定により算定される12月期の特別手当の額(以下「基準額」という。)から第1号に掲げる額(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)又は同附則第3条第1項の規定による解散前の運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)の役員として在職し引き続き機構の役員となった者にあつては、次の各号に掲げる額の合計額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期の特別手当は支給しない。

(1) 平成15年10月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において、役員が受けるべき俸給、特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同年10月から施行日の属する月の前月までの月数(同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成15年4月1日(同月2日から同年9月30日までの間に新たに公団又は事業団の役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において、適用されていた日本鉄道建設公団役員給与規程(昭和40年9月総裁達第36号。以下「公団役員給与規程」という。)又は運輸施設整備事業団役員給与規程(平成9年10月事業団規程第5号。以下「事業団役員給与規程」という。)の規定に基づき、公団又は事業団の役員が支給を受けるものとされていた俸給、特別調整手当、通勤手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同年4月から9月までの月数(同年4月1日から9月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (3) 公団役員給与規程又は事業団役員給与規程の規定に基づき平成15年6月に支給された特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)

第3条 前項に定めるもののほか、12月期の特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成16年3月18日機構規程第217号)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第141号。以下「平成15年改正法」という。)第2条の規定の施行の際に、改正前の規程第5条第3項の規定(同項において一般職給与法第11条の6第1項の規定を準用する場合を除く。)の適用を受けている役員又は改正後の規程第5条第4項の規定の適用を受けている役員に対しては、平成15年改正法附則第7項の規定により読み替えて適用される一般職給与法第11条の7第1項の規定を準用する。

附 則(平成17年11月28日機構規程第50号)

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

第2条 平成17年12月に支給する特別手当の額は、役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者)については、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別調整手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)

附 則(平成18年3月30日機構規程第82号)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 施行日の前日から引き続き同一の役員として在職している者で、当該役員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その者の任期に係る期間の末日までの間、俸給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 役員退職手当支給規程に定める退職手当の額の算定基礎となる俸給月額には、前項の規定は適用しない。

第3条 平成19年3月31日までの間における改正後の役員給与規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の13」と、「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附 則(平成19年3月30日機構規程第82号)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 施行日の前日から引き続き同一の役員として在職している者で、東京都特別区に在勤する者の特別地域手当は、第5条第2項の規定に関わらず、その者の任期に係る期間の末日までの間、俸給に100分の13を乗じて得た額とする。

第3条 施行日の前日から引き続き同一の役員として在職している者で、神奈川県横浜市に在勤し改正前の第5条第4項の規定による特別地域手当の支給を受けていた者は、その者の任期に係る期間の末日までの間、改正前の第5条第4項の規定を適用するものとする。

附 則(平成21年5月29日機構規程第8号)

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

第2条 平成21年6月に支給する特別手当については、第13条第3項中「一般職給与法第19

条の4第2項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合及び一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに規定する支給割合の合計支給割合を乗じ」とあるのは、「100分の145を乗じ」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年11月30日機構規程第43号)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 平成21年12月に支給する特別手当の額は、役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)

附 則(平成22年11月30日機構規程第53号)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

第2条 平成22年12月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から

施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成22年6月に支給された特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)

附 則(平成24年3月16日機構規程第64号)

第1条 この規程は、平成24年3月16日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

第2条 平成24年6月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別地域手当及び単身赴任手当(一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額(当該額に円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額)

第3条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、役員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第4条 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 特別地域手当 役員の俸給月額に対する特別地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 特別手当 役員が受けるべき特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

第5条 前2条の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成27年4月1日機構規程第1号)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 施行日の前日から引き続き同一の役員として在職している者で、当該役員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その者の任期に係る期間の末日までの間、俸給のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 役員退職手当支給規程に定める退職手当の額の算定基礎となる俸給月額には、前項の規定は適用しない。

附 則(平成27年11月24日機構規程第51号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年1月27日機構規程第62号)

第1条 この規程は、平成28年1月27日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成28年3月18日機構規程第71号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日機構規程第16号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年6月8日機構規程第5号)

この規程は、令和4年6月8日から施行する。

附 則(令和5年12月14日機構規程第45号)

第1条 この規程は、令和5年12月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和6年3月29日機構規程第79号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月14日機構規程第39号)

第1条 この規程は、令和7年1月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和7年3月28日機構規程第63号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。